

飯能市建設工事請負指名業者選定要領

(平成14年2月1日決裁)

1 趣 旨

この要領は、本市が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する業者等の選定について、必要な事項を定めるものとする。

2 指名業者の選定基準

指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意し、それらを総合的に勘案して選定するものとし、かつ、指名が特定の者に偏らないようにするものとする。

(1) 市内業者への配慮

- ① 市内業者の能力で施工できると認められる工事については、なるべく市内業者のうちから選定する。
- ② 市内業者の能力では施工が難しいと認められる工事については、市外業者との共同企業体の結成等の方法を考慮し、市内業者の育成に配慮する。

(2) 不当又は不誠実な行為の有無

- ① 市の指導及び指示事項に対する対応、契約の履行、営業活動その他の事業活動において誠実であるかどうか総合的に勘案する。
- ② 次に掲げる事項に該当する者で、請負者として不相当であると認められるものは選定しない。

イ 指名を受ける目的その他の目的で、本市の職員を威圧し、又は不当な行為をするなど不誠実であること。

ロ 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないなど請負契約の履行が不誠実であること。

ハ 一括下請、下請代金の支払遅延、下請業者に対する特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明らかであること。

(3) 経営状況

- ① 当該工事の請負者として契約の適正な履行ができる経営状況であるかどうか総合的に勘案する。
 - ② 会社更生法による会社更正手続開始の申立てがなされた場合、民事再生法による民事再生手続開始の申立てがなされた場合若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があつて経営状態が不安定である場合又は市長が調査の結果経営状態が不安定であると認める場合は選定しない。
- (4) 工事の成績の状況
- ① 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案する。
 - ② 過去2か年において、平均して工事成績が良好である場合、工事成績が特に優良な工事を施工した場合等については、これを十分尊重する。
 - ③ 過去2か年において、工事成績評定及び工事成績簡易評定による評価が極めて低い工事を施工した者及びそれらによる評価の平均点が極めて低い者は選定しない。
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- 本市内における工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種、工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に施工できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案する。
- (6) 手持ち工事の状況
- ① 本市内における工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案する。
 - ② 当該工事を施工するのに必要な現場作業員等の確保ができない者は選定しない。
- (7) 当該工事の施工についての技術的適正
- 当該工事の技術的条件、地形・地質等自然的条件、周辺環境条件、工期その他の諸条件からみて、当該工事を施工する能力があるかどうか総合的に勘案する。
- (8) 安全管理の状況
- ① 安全管理の状況が優良であるかどうか総合的に勘案する。

② 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者は選定しない。

(9) 労働福祉の状況

① 建設労働者の雇用・労働条件の改善に対する取組み状況、その他労働福祉の状況を総合的に勘案する。

② 労働関係等の問題について労働基準局等からの情報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者は選定しない。

3 指名業者の選定数

指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次の表に掲げる区分に応じてそれぞれの指名業者数を選定するものとする。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

工 事 対 象 額	指名業者数
1,000万円未満	4社以上
1,000万円以上 3,000万円未満	5社以上
3,000万円以上 5,000万円未満	6社以上
5,000万円以上	7社以上

4 特定建設工事共同企業体の構成員の選定への準用

この基準は、特定建設工事共同企業体の構成員を選定する場合に準用する。

5 随意契約への準用

この基準は、随意契約によって建設工事の請負契約を締結する場合に準用する。この場合において、指名業者の選定数については、この限りでない。

6 その他

この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日以後に行う建設工事の請負契約に係る指名

競争入札に参加する者、特定建設工事共同企業体の構成員及び随意契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。

附 則（平成23年12月20日決裁）

この要領は、平成24年1月5日以後に行う建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者、特定建設工事共同企業体の構成員及び随意契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。